資料-4

第4期沖縄県手話推進計画（素案） 主なポイント

第3期計画の基本理念と2つの基本方針を継承しつつ、「手話に関する施策の推進に関する法律（令和7年法律第 78 号）」を踏まえ、施策体系と取組内容を整理しました。

第3期計画の基本理念と2つの基本方針

1 基本理念

ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し、手話が意思疎通を行うために必要な言語であるとの認識の下に、手話の普及を図るものとし、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現を推進していかなければならない。

2 施策推進の基本方針

基本理念の実現に向けた施策展開を図るため、以下の２つの基本方針を定め、市町村と連携し、ろう者及び手話の関係団体、学校等の協力を得ながら手話の普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

基 本 方 針

(1) 手話や聴覚障害者等に対する理解促進

(2) 手話を使用しやすい環境づくり

「手話に関する施策の推進に関する法律（令和7年法律第 78 号）」の概要

基本的施策（6条～18条）

【6条】手話を必要とするこどもの手話の習得の支援

【7条】学校における手話による教育等

【8条】大学等における配慮

【9条】職場における環境の整備

【10 条】地域における生活環境の整備等

【11 条】その他の手話の習得の支援

【12 条】手話文化の保存、継承及び発展

【13 条】国民の理解と関心の増進

【14 条】手話の日（9月23日）

【15 条】人材の確保等

【16 条】調査研究の推進等

【17 条】国際交流の推進

【18 条】手話を使用する者等の意見の反映

主なポイント

1 現状の整理

- 手話に関するアンケート調査(アンケートの対象に児童・生徒、教職員等を追加)
- 第3期計画の取組状況、手話施策における課題を新規掲載

【素案 P.7～20】

2 施策体系の再編

- 2つの基本方針は継承し、手話施策推進法に対応した6施策に再編(詳細は次ページ参照)
- 施策の全体像が分かる「施策体系図」を新規掲載

【素案 P.22、23～30】

3 施策内容の充実

- 手話文化の保存、継承及び発展に関する記載を追加

【素案 P.25】

4 数値目標の更新

- 登録手話通訳者数等の数値目標を更新

R7年度		R11 年度
118 人	→	138 人
	(20人増)	

【素案 P.31】

第4期の施策体系:2つの基本方針と5つの施策

基本方針1
手話や聴覚障害者等に対する理解促進

1-1 手話を学ぶ機会の確保
1-2 学校等における手話教育の充実
1-3 手話による情報発信と地域における生活環境の整備
1-4 県民への理解促進及び手話文化の保存・継承・普及

基本方針2
手話を使用しやすい環境づくり

2-1 手話通訳者等の人材の養成・確保

第3期（R6～R8）の施策体系

1 手話や聴覚障害者等に対する理解促進

（1）県民が、手話や聴覚障害者等に対する理解を深め、役割を十分に果たすことができるよう啓発を図るとともに、手話を普及する取組の推進に努めます。

①「手話推進の日（毎月第3木曜日）」の取組

・県民の手話に対する関心と理解を深める取組

・「手話推進の日」認知度向上に向けた取組

②各種広報の実施、企画イベントの開催

・手話の普及や、聴覚障害者等に対する理解を促進する広報活動の実施
・手話の普及や、聴覚障害者等に対する理解を促進する企画イベントの開催

・県内事業者における合理的配慮の普及・啓発

③手話を学習する機会の提供

・県民向け手話講座の開催

・県ホームページへ、県内手話サークル活動状況の掲載

④県職員に対する聴覚障害への理解促進

・県職員向け研修の開催

（2）学校教育における手話の普及のための取組への支援に努めます。

①幼児、児童及び生徒に対する手話や聴覚障害者等に対する理解促進

・県内学校への普及啓発活動

②聴覚障害等及びその保護者に対し手話を学習する機会の提供

・保護者手話講習会等の実施

2 手話を使用しやすい環境づくり

（1）市町村と連携し、計画的に手話通訳者の養成及び資質向上を図るとともに、手話通訳者の設置促進及び派遣体制の整備に努めます。

①手話通訳者の養成及び資質向上

・手話通訳者の養成

・手話通訳者の資質向上

・手話通訳者指導者養成の推進

②手話通訳者の設置促進及び派遣体制の整備

・手話通訳者設置に向けた取組の支援

・手話通訳者等派遣事業における実施体制の整備

（2）沖縄ろう学校教職員の手話に関する技術の向上に努めます。

①ろう学校内手話研修会の開催

・校内手話研修会の開催

（3）手話による情報発信に努めます。

①沖縄聴覚障害者情報センターの運営支援

・沖縄聴覚障害者情報センターの運営支援

②手話による県政情報等の発信

・県政広報番組「うまんちゅひろば」への手話通訳者の配置

・知事会見への手話通訳者の配置

③ICT技術を活用した情報提供の推進

・県ホームページ等への ICT技術活用情報の掲載

④災害時等における適切な情報伝達体制の整備推進

・災害時等における適切な情報伝達体制の整備促進

第4期（R9～R11）の施策体系

基本方針1 手話や聴覚障害者等に対する理解促進

施策1-1 手話を学ぶ機会の確保（法6・11条）

①聴覚障害等及びその保護者に対し手話を学習する機会の提供

・保護者手話講習会等の実施

②手話を学習する機会の提供

・県民向け手話講座の開催

・県ホームページへ、県内手話サークル活動状況の掲載

施策1-2 学校等における手話教育の充実（法7・8条）

①幼児、児童及び生徒に対する手話や聴覚障害者等に対する理解促進

・県内学校への普及啓発活動

②ろう学校内手話研修会の開催

・校内手話研修会の開催

施策1-3 手話による情報発信と地域における生活環境の整備（法10条）

①沖縄聴覚障害者情報センターの運営支援

・沖縄聴覚障害者情報センターの運営支援

②手話による県政情報等の発信

・県政広報番組「うまんちゅひろば」への手話通訳者の配置

・知事会見への手話通訳者の配置

③ICT技術を活用した情報提供の推進

・県ホームページ等への ICT技術活用情報の掲載

④災害時等における適切な情報伝達体制の整備推進

・災害時等における適切な情報伝達体制の整備促進

施策1-4 県民への理解促進及び手話文化の保存、継承及び普及（法9・12・13・14条）

①「手話推進の日（毎月第3水曜日）」の取組

・県民の手話に対する関心と理解を深める取組

・「手話推進の日（毎月第3水曜日）」認知度向上に向けた取組

②各種広報の実施、企画イベントの開催

・手話の普及や、聴覚障害者等に対する理解を促進する広報活動の実施
・手話の普及や、聴覚障害者等に対する理解を促進する企画イベントの開催

・県内事業者等における合理的配慮の普及・啓発

③県職員に対する聴覚障害への理解促進

・県職員向け研修の開催

基本方針2 手話を使用しやすい環境づくり

施策2-1 手話通訳者等の人材の養成・確保（法15条）

①手話通訳者の養成及び資質向上

・手話通訳者の養成

・手話通訳者の資質向上

・手話通訳者指導者養成の推進

②手話通訳者の設置促進及び派遣体制の整備

・手話通訳者設置に向けた取組の支援

・手話通訳者等派遣事業における実施体制の整備